

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成31年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
和納保育園	新潟市西蒲区和納 909番地 (旧新潟市西蒲区和 納2丁目9番35号)	遊戯室	171.87 (旧180.00)	平成31年3月1日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
和納第二保育園	新潟市西蒲区和納 1966番地7	遊戯室	89.00	平成31年3月1日
中之口地区コミュニティ センター	新潟市西蒲区中之口 626番地	ホール 多目的室 会議室1 会議室2 会議室3	190.00 169.60 71.90 41.80 35.80	平成31年3月1日